

第5章 関係機関・団体との連携強化等

この計画は、県の取組とともに、関係機関・団体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力して進める必要があります。

また、同様の行政課題を抱える全国の自治体との連携を図るとともに、必要に応じ、国に対して要請を行うなどの働きかけを行っていきます。

1 国・他の都道府県・市町村との連携

(1) 国・他の都道府県との連携

消費者行政の効果的な推進、消費者被害の未然防止、製品事故の拡大防止及び効果的な事業者指導等のため、国や他の都道府県と積極的に情報交換等を行います。

(2) 市町村との連携

消費者行政を効果的に推進するため、県と市町村の役割分担を踏まえ、県と市町村が連携し、情報交換や困難事案の解決等に取り組めます。

2 関係団体との連携等

(1) 消費者団体との連携等

消費者被害の未然防止、被害拡大防止のため、適格消費者団体や消費者団体による消費者被害の防止・救済や消費者教育を担う人材育成のための活動を促進するとともに、消費者団体の地域の様々な主体との連携・協力した取組を支援します。

(2) 事業者団体との連携等

事業者団体と連携し、事業者による法令遵守や消費者志向経営の取組を促進します。

また、事業者・事業者団体が行う職域における消費者教育を促進するとともに、消費生活に関する情報を提供します。

(3) その他の団体との連携

消費者被害の救済や多重債務問題などの専門的知識を必要とする相談について、関係団体と情報交換を行い、連携して対応します。

3 消費者、事業者等の意見の消費者施策等への反映

知事の附属機関として設置されている「鹿児島県生活安定審議会」において、様々な立場で参画する委員に、消費生活の安定及び向上に関する事項等についての意見を求め、消費者施策等への反映を図ります。

また、離島物価問題懇談会や県食の安心・安全推進委員会等において聴取した消費者等の意見について、消費者施策等や事業者活動への反映を図ります。

第6章 計画の推進に当たって

県は、この計画に基づき県民の消費生活の安定と向上を図っていくため、社会経済情勢、消費者庁や消費者委員会における地方消費者行政の充実・強化に関する政策の検討・展開の状況等を踏まえながら、計画に掲げられている施策の方向をより一層具体化するとともに、計画の適切な進行管理を図っていきます。

1 消費者行政推進本部の運営

庁内各部局等の長からなる消費者行政推進本部を運営し、消費者行政の総合調整及びその一体的な推進を図り、計画の着実な実施を推進します。

2 数値目標

消費者施策の推進を図り、その進捗状況を把握するため、数値目標（別表1）を設定します。

また、この計画の取組のうち、他の計画等において数値目標等が設定されているものについては、関連計画の数値目標等（別表2）としてこの計画に記載し、その推進状況を把握していきます。

3 計画の進行管理

（1）県生活安定審議会への報告及び公表

計画の進捗状況については、毎年度、県生活安定審議会に報告し、その評価を行うとともに、公表します。

（2）計画の見直し

県民の消費生活をめぐる社会経済情勢の変化、消費者庁や消費者委員会における地方消費者行政の充実・強化に関する政策の検討・展開の状況等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

別表1 数値目標

番号	項 目	現状 (R 2年度)	目標 (R 7年度)	第4章 関連項目					
				1 消費者教育の推進等による 消費者の自立支援	2 高齢者・障害者等の消費者 被害の未然防止とその救済	3 消費者の安心・安全の確保	4 消費者トラブルの未然防止 とその救済	5 持続可能な社会の実現に向けた 消費者と事業者との協働促進	6 どこに住んでも質の高い 相談を受けられる体制の充実
1	過去1年間に消費者トラブルを経験した人の割合	14.2%※1	12%	○	○	○	○		○
2	消費生活に関する情報の提供回数（県HP、新聞、テレビ等を活用した県民または報道機関向けの情報提供）（各年度）	128回※2	100回※3	○	○	○	○	○	○
3	消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育を実施した高等学校等の割合（各年度）	84.3%※2	100%	○			○		
4	若年者の消費生活センターの認知度	57.1%※1	75%	○			○		○
5	県が実施する消費者教育（消費生活）講座の受講者数（各年度）	H27～R元実績 25,882人	5,500人	○	○		○		
6	消費者教育への参加の経験がある県民の割合	56.5%※1	60%	○	○		○		
7	消費者安全確保地域協議会を設置している市町村数	3市4町	22市町村		○		○		
8	計量法に基づく商品量目検査の立入検査個数（各年度）	7,845個※2	7,700個※3			○			
9	製品3法に基づく県の立入検査個数（各年度）	768個※2	750個※3			○			
10	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合		80%	○				○	
11	社会や環境に配慮した商品・サービスを選択している人の割合		70%	○				○	
12	消費者ホットラインの認知度	59.4%※1	80%						○
13	消費生活相談員の研修参加率（各年度）	96.5%※2	100%						○
14	消費生活相談員を配置していない町村の担当職員の研修参加率（各年度）	91.7%※2	100%						○
15	適格消費者団体の設立	なし	あり				○		

※1 令和元年度に実施した「消費者教育等に関する意識調査」の調査結果

※2 令和元年度の数値

※3 前期計画の成果を維持するため設定した数値

別表2 関連計画の数値目標等

番号	項 目	現状 (R2年度)	目標 (R7年度)	第4章 関連項目					
				1 消費者教育の推進等による	2 高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止とその救済	3 消費者の安心・安全の確保	4 消費者トラブルの未然防止	5 持続可能な社会の実現に向けた消費者と事業者との協働促進	6 どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制の充実
1	「第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」の数値目標 ^{※1}								
	【計画所管課 農政部かごしまの食ブランド推進室】								
	① リスクコミュニケーションの推進セミナー等への参加者数	1,534人 ^{※2} ／年	2,400人／年			○			
	② かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）における認証件数	317件 ^{※2}	320件			○			
	③ 露地オクラ栽培におけるIPM技術（土着天敵利用）の取組面積	42ha ^{※2}	60ha			○			
	④ 食品表示（品質事項）に基づく食品表示の適正表示率	92.1% ^{※2}	100%			○			
2	⑤ 標準的な立入回数を設ける業種（施設）への監視指導（計画に基づく達成率）	103% ^{※2}	100%			○			
	「かごしまの“食”交流推進計画」（第4次）の数値目標 ^{※3}								
3	【計画所管課 農政部農政課】								
	意識して県産農林水産物を購入する人の割合	84.1% ^{※4}	90.0%以上			○			
3	「鹿児島県廃棄物処理計画」の数値目標 ^{※5}								
	【計画所管課 環境林務部廃棄物・リサイクル対策課】								
	① 一般廃棄物排出量（1人1日当たり）	918g ^{※6}	875g					○	
	② 一般廃棄物リサイクル率	16.4% ^{※6}	23.4%					○	

※1 「第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」（令和3年3月策定）

※2 令和元年度の数値

※3 「かごしまの“食”交流推進計画」（第4次）（令和3年3月策定）

※4 令和2年度県政モニターアンケートの調査結果

※5 「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）

※6 令和2年度の推計値

持続可能な開発目標（SDGs）と鹿児島県消費者基本計画における主な施策

<SDGsの17の目標>



<鹿児島県基本計画における主な施策と関連するSDGs>

消費者施策の展開方向・取組の内容	関連するSDGs
展開方向1 消費者教育の推進等による消費者の自立支援	
(1) 消費者教育の推進	1, 3, 4, 12
(2) 成年年齢引き下げに対応した若年者への消費者教育の強化	
(3) 消費生活に関する情報提供の充実	
(4) 電子商取引の拡大やキャッシュレス決済の普及への対応	
展開方向2 高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止とその救済	
(1) 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進	1, 10
(2) 高齢者・障害者等への啓発	
(3) 高齢者・障害者等の見守り体制の充実強化	
(4) 関係機関との連携強化	
展開方向3 消費者の安心・安全の確保	
(1) 子どもの事故防止のための情報発信	3, 8, 12
(2) 商品・サービスの安全性の確保	
(3) 食品・医薬品等の安全性の確保	
(4) 規格・表示等の適正化	
(5) 生活関連商品の安定的な供給・情報提供	
(6) 災害や感染症拡大時の速やかな情報提供	
展開方向4 消費者トラブルの未然防止とその救済	
(1) 消費者トラブルの未然防止等	10, 16
(2) 消費者取引の適正化	
(3) 紛争の適切な解決の促進	
展開方向5 持続可能な社会の実現に向けた消費者と事業者との協働促進	
(1) 食品ロス削減の推進	2, 4, 8, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17
(2) 環境に配慮した消費行動等の促進	
(3) 持続可能な社会の形成に資する取組の促進	
展開方向6 どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制の充実	
(1) 市町村消費生活相談体制の充実への支援	1, 10
(2) 県消費生活センター等の機能強化	
(3) 関係機関・団体との連携	
(4) 消費生活相談窓口の認知度向上	